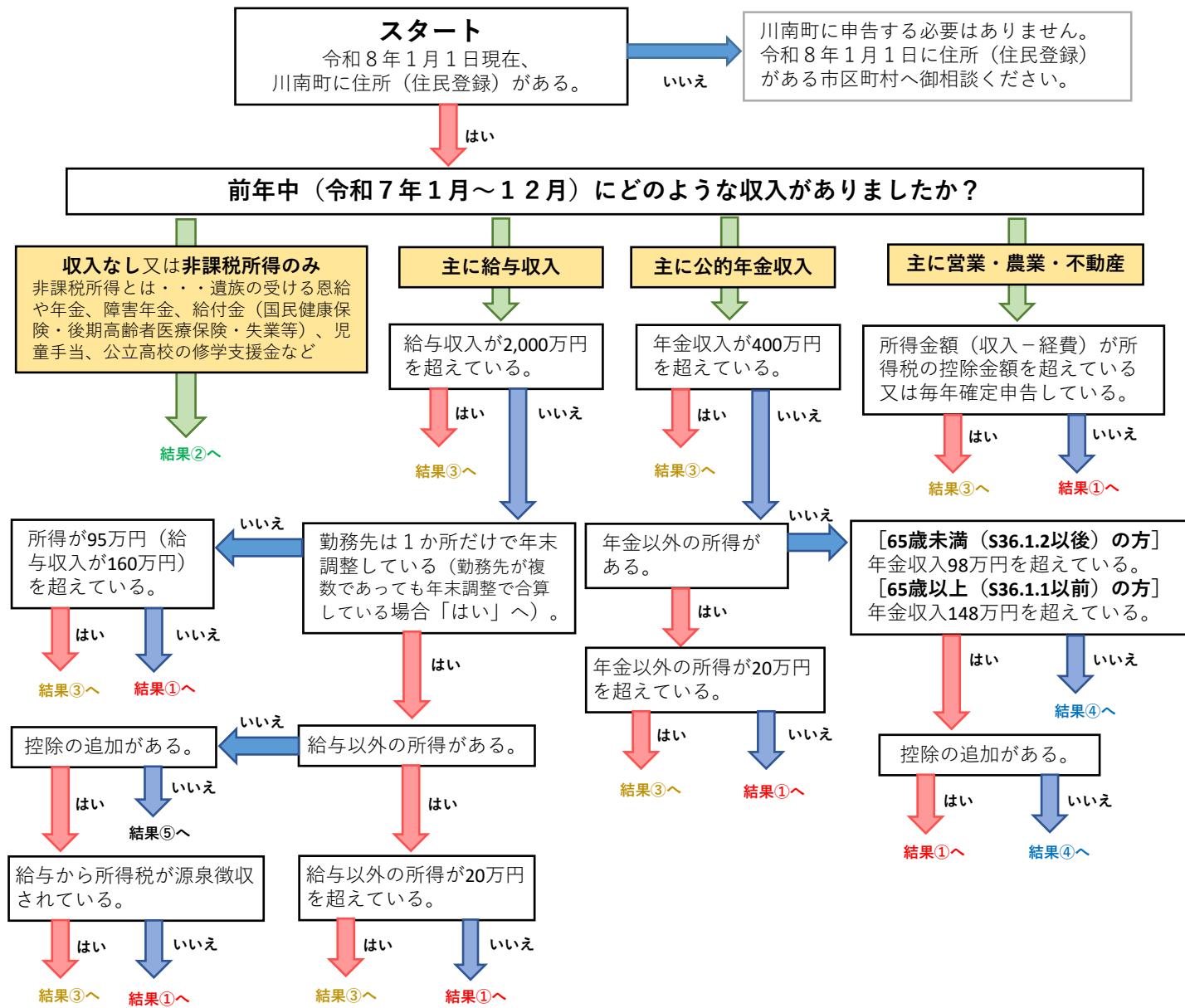


申告フローチャート

フロー チャートを参考に御確認ください。

※ フローチャートは一般的な例を示しています。御自身の状況によって
変わる場合もありますので、御不明な点はお問い合わせください。



結果 ①	住民税の申告が必要です。	所得税が源泉徴収されている方は、所得税の確定申告をすることにより、所得税が還付となる場合があります。 所得税の確定申告をされた方は、住民税の申告は必要ありません。
結果 ②	住民税の無収入申告が必要です。	無収入、非課税所得のみの場合でも、住民税の無収入申告は必要（義務）です。住民税の無収入申告をされないと、国民健康保険税等が正しく算定されなかったり、所得証明書や課税（非課税）証明書が発行できません。 住民税の無収入申告は、電話での申告が可能です。川南町役場税務課（0983-27-8003）まで御連絡ください。
結果 ③	所得税の確定申告が必要です。	所得税が源泉徴収されている方は、所得税の確定申告をすることにより、所得税が還付となる場合があります。 所得税の確定申告をすれば、住民税の申告は必要ありません。 なお、確定申告書第2表の「住民税・事業税に関する事項」欄に、該当する事項・金額があれば必ず記入してください。
結果 ④	所得税の確定申告・住民税の申告は必要ありません。	
結果 ⑤	勤務先から川南町に「給与支払報告書」が提出されている場合は、所得税の確定申告・住民税の申告は必要ありません（提出されているか不明の場合は、勤務先に御確認ください。）。	